

## 平成26年第7回横手市議会12月定例会会議録

---

### 議事日程（第5号）

平成26年12月10日（水曜日）午前11時05分開議

- 第 1 陳情26第28号 十文字地区古内河川敷スポーツ公園に水道施設を設置することについて
- 第 2 議案第144号 横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第149号 平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第150号 平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第151号 平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第152号 平成26年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第153号 平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第156号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）
- 第 9 陳情26第21号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて
- 第10 陳情26第24号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用について
- 第11 陳情26第26号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求めることについて
- 第12 議案第147号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第13 議案第154号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第155号 平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第157号 平成26年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第158号 平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第17 請願26第4号 米の需給安定対策について
- 第18 請願26第5号 農協改革について
- 第19 陳情26第15号 市道拡幅について
- 第20 陳情26第22号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求めることについて
- 第21 陳情26第25号 森林・林業・木材産業の事業推進について
- 第22 議案第141号 横手市行政組織条例等の一部を改正する条例
- 第23 議案第142号 横手市表彰条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第143号 横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第145号 横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例
- 第26 議案第146号 横手市公有林野等分収造林条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第148号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第6号）

- 第28 議案第159号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第7号）  
第29 議会改革に関する事項について  
第30 市が出資する法人に対する議会権限の範囲等に関する事項について  
第31 議案第10号 横手市議会基本条例の一部を改正する条例  
第32 議案第11号 横手市議会会議規則の一部を改正する規則  
第33 議案第12号 米の需給安定対策に関する意見書  
第34 議案第13号 農協改革に関する意見書  
第35 議案第14号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書  
第36 議案第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
第37 市出資法人に関する特別委員会の付託事件の変更及び設置期間の延長について  
第38 議員派遣の件
- 

#### 本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

---

#### 出席議員（26名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
23番	阿部正夫	24番	斎藤光司
25番	菅原恵悦	26番	佐々木誠

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者（30名）

市 長	高 橋 大	副 市 長	佐 藤 良 吉
副 市 長	藤 本 和 宏	教 育 長	伊 藤 孝 俊
総務企画部長	石 山 清 和	財 務 部 長	小 丹 茂 樹
市民生活部長	小 川 良 平	健 康 福 祉 部 長	佐 野 司
農 林 部 長	佐々木 隆	商 工 観 光 部 長	浮 嶋 伸
建 設 部 長	遠 藤 久 志	上 下 水 道 部 長	高 橋 実
教育総務部長	柴 田 恒 宏	教 育 指 導 部 長	高 橋 成 浩
消 防 長	伊 藤 弘 明	市立横手病院 事務局長	佐 藤 正 弘
市立大森病院 事務局長	金 澤 和 彦	総務企画部次長 兼 人 事 課 長	渡 部 幸 伸
総務企画部次長 兼 秘 書 広 報 課 長	小 田 嶋 利 宏	総 務 企 画 部 長	佐 藤 均
総 務 企 画 部 長 兼 経 営 企 画 課 長	村 田 清 和	財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	三 浦 淳
横手地域局長	武 田 浩 一	増 田 地 域 局 長	阿 部 仁
平鹿地域局長	高 橋 嘉	雄 物 川 地 域 局 長	杉 山 哲
大森地域局長	高 橋 征 徳	十 文 字 地 域 局 長	松 本 和 弘
山内地域局長	加 賀 谷 秀 昭	大 雄 地 域 局 長	小 松 田 文 夫

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	皆 川 規 和	主 幹	村 上 伸 夫
総 務 係 主 査	小 田 嶋 あ け み	議 事 調 査 係 主 査	松 井 尊 臣
議 事 調 査 係 主 任	藤 井 健 一		

◎開議の宣告

- 木村清貴 議長 おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎陳情26第28号の継続審査の申し出について

- 木村清貴 議長 日程第1、陳情26第28号十文字地区古内河川敷スポーツ公園に水道施設を設置することについては、総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事項につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎議案第144号～陳情26第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 木村清貴 議長 日程第2、議案第144号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例より日程第11、陳情26第26号年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求めることについてまでの10件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（5番小野正伸議員）登壇】

- 小野正伸 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案7件及び陳情3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第144号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、出産育児一時金の支給件数についての質疑に対し、当局より、平成21年度が92件、22年度が88件、23年度が88件、24年度が64件、25年度が67件である。平成22年度からは病院に手続を委任する制度ができたため、単純にこの件数が全体の支給件数にはならず、毎年90件程度で推移しているのではないかと推測しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第149号平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第150号平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、主な質

疑と答弁を申し上げますと、国では、後期高齢者医療制度における保険料の軽減特例を廃止する方針で検討を進めているが、市内には軽減特例の対象者はどの程度いるかとの質疑に対し、当局より、今年、後期高齢者医療保険の被保険者数は1万8,741人であり、そのうち3分の1以上の本人が、程度は9割から2割まで何らかの軽減を受けている。金額的には4億6,000万円以上が軽減されているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第151号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、介護保険法の改正で、要支援1及び2の方々を介護保険給付の対象から外し、地域支援事業の中に組み込むことになるが、サービスを提供するかどうかは市町村の判断になる。介護保険給付は、国の基準によりサービスの質が担保されていたが、地域支援事業に移されることでサービスが保たれるか心配である。国では、ボランティアやNPOの活用を推進しているが、そのような検討をしているのかとの質疑に対し、当局より、要支援1と2の方の訪問介護と通所介護は保険給付から外れ、新しい地域支援事業に移行する。NPOやボランティアの活用については、資格や経験がなければサービスを提供することは難しく、予防サービスよりは生活支援の面での活躍が考えられる。まずは、現在、介護サービスを利用している要支援1、2の方が困らないような支援策を、第6期の介護保険事業計画と高齢者福祉計画に盛り込みたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第152号平成26年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第153号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、作業工賃の計算方法についての質疑に対し、当局より、基本的には売り上げから材料代等の経費を差し引いた分が工賃となり、利用者に支払われている。その際、工賃の支払い規程により出席日数や作業意欲、正確性、作業量、人間関係等を考慮しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第156号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）については、年度途中退職者の状況や過年度分損益勘定留保資金による補填の適正範囲についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情26第21号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについては、自由討議により病院運営を取り巻く状況について確認しました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、国が医療従事者の就業環境改善の取り組みを遅まきながらも進めているのは事実である。しかし、現在、深刻な医師不足で横手市内でも緊急手術ができないような場合があるように、医療スタッフの充実は当市においても喫緊の課題である。また、高齢化率の高まりに伴い、高齢者やその家族などが安心して医療介護を受けられるようにするには、数値目標だけ

でなく、具体的なスタッフの増員と勤務改善計画を望むことが当然だと思う。憲法25条には、国が医療、介護、年金などの福祉を増進しなければならないことが定められている。その優先順位についてはそれぞれ考えるべきだろうが、第一に国民の命と暮らしを守ることが国の責任だということをしつかり認識すべきだと思う。そのために、この陳情の願意は妥当であり、採択すべきと思われるとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情26第24号専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用について、意見はなく、討論では、青山豊委員より賛成の立場で、年金に対する将来不安が高まる中で、リスクの高いものを組み合わせ、その比率を高めていくことは、ますます不安を高める要因になると思う。ややもすれば、グリーンピア問題と同様の道をたどる可能性もあり、安定した国債を中心としたもので資金運用すべきだと思うので賛成するとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情26第26号年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求めることについて、意見はなく、討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、そもそもマクロ経済スライドというのは、保険料を負担する現役の世代が減少し、高齢者が長寿化することに合わせて年金の幅をだんだん縮小することであり、物価が上がっても年金を上げるのではなく、ほとんど目減りする仕組みになっている。そのため、これ自体で年金受給者の生活に大きな打撃となるものだが、10月15日の厚生労働省の社会保障審議会年金部会の提案では、マクロ経済スライドでも名目年金額は引き下げないとしていた歯止めが外された。基礎年金部分がこれから30年間ずっと目減りする仕組みになり、その結果、高齢になってからの消費支出を賄う頼みの基礎年金は、今より約30%引き下げられることになる。今でさえ基礎年金である国民年金の保険料を支払えない、特に若年世代はこれから先、生きていくめどが立たなくなるおそれ大きいと懸念する。厚生労働省は、65歳以上も就業意欲が非常に高いとしているが、年金だけで暮らせないから働かざるを得ないのであって、その分、生産年齢である若い世代の仕事が減ってしまうということは誰の目からも明らかだと思う。安倍首相が国民の命を守ると盛んに言っているが、それならば、全額国庫負担の最低保障年金制度を創設することは当然の国の責務であると考えてるので、この陳情の願意を妥当と認め、採択することに賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、陳情を除く議案7件について採決いたします。

議案7件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案7件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情26第21号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第21号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情26第24号専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、陳情26第24号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情26第26号年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第26号は不採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第147号～陳情26第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第12、議案第147号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてより日程第21、陳情26第25号森林・林業・木材産業の事業推進についてまでの10件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（24番齋藤光司議員）登壇】

○齋藤光司 産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告。

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案5件、請願2件、陳情2件及び継続審査となっておりました陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第147号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について及び議案第154号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）の2件については、一括議題として審査をいたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、えがおの丘経営費における光熱水費の増額理由と今後の見通しについての質疑に対し、当局より、プールにはこれまで地下水を供給していたが、水位が低下をしたために上水道から供給をした。地下水は雄物川の伏流水であり、川の水位に比例をしている。例年8月、9月ごろに水位の低下が見られ、井戸の掃除などをしながら対応をしている。現在のところ水位は落ちついており、上水道をそのまま使用し続ける状況にはなっていないとの答弁がありました。

また、施設を維持するためにも収益の確保が望まれるところだが、施設経営費の財源として繰越金のほかに一般会計繰入金で充当されている。施設継続の見通しについてどのように考えているかとの質疑に対し、当局より、温泉施設であってもそれぞれの目的がある。健康づくり、地域のコミュニティーづくりを目的とした施設については、なかなか黒字転換は難しいと思われる。当面は、市がその目的に沿った形で進めていかざるを得ないものと考えているとの答弁がありました。

議案2件について討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第155号平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第157号平成26年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第158号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）の3件について、質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願26第4号米の需給安定対策について及び請願26第5号農協改革については、秋田ふるさと農業協同組合に参考人の出席を求め審査をいたしました。

請願26第4号について、参考人に対する主な質疑と答弁を申し上げますと、一時しのぎの対応とも思われるが、どのように考えているかとの質疑に対し、参考人より、これまで国の方針に基づき転作なども進めながら価格の安定を図ってきた。国の政策をもって、きちんと対応していただければ米価の急激な下落はないものとする。猫の目農政と言われることのないよう、将来にわたる取り組みを望むものであるとの答弁がありました。

また、今後、飼料用米の拡充にも取り組む考えはあるかとの質疑に対し、参考人より、農協としては農家の所得確保を重点に、加工用米、備蓄米の流通価格を試算し、農家にとって最良の方策をもって臨んできた。そのような観点に立てば、ある程度は飼料用米へのシフトも考えていくことになると思うとの答弁がありました。



次に、請願26第5号について、参考人に対する主な質疑と答弁を申し上げますと、農家数の減少、経営の大規模化などにより組合員数が減少する傾向にあるが、どのように受け止めているかとの質疑に対し、参考人より、市場原理、資本主義の中で自己利潤だけを追求すれば、脱退する人も出てくるかもしれないが、今後も転作率が上昇する中で、すぐに畑地に転換をしたり園芸に取り組んだりすることは容易なことではない。組合員として農業にかかわっていただきたいとの答弁がありました。

請願2件について意見、討論はなく、起立採決の結果、いずれも起立全員により採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情26第15号市道拡幅について、審査における主な意見を申し上げますと、市内には狭隘な道路があちらこちらにあり、陳情者が求めるところも理解できるが、限りある財源の中で対応できる現実的な改良を望むとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情26第22号労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求めることについて、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定をいたしました。

最後に、陳情26第25号森林・林業・木材産業の事業推進について、意見、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 陳情26第22号労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情に賛成の立場で討論します。

衆議院解散になった臨時国会で、労働者派遣法改正案が2度目の廃案になりました。その改正点は、今まで専門26業務と指定していた期限のない派遣の業務区分を撤廃するということや、延長しても3年が上限だった派遣の期間制限をなくすという点です。

さらに、今後、長時間労働を野放しにする残業代ゼロや解雇の自由化なども検討されておって、その結果、低賃金、不安定雇用が拡大することは必定です。

日本経済の健全な成長にとっても、重大なマイナスと言わざるを得ません。これでは、人口減少に歯止めをかけるどころか、逆に拍車をかけることになるのは明らかであり、願意は至極妥当と判断します。

よって、この陳情はぜひ採択すべきと考えます。

○木村清貴 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、請願、陳情を除く議案5件について採決いたします。  
議案5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、請願26第4号米の需給安定対策についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、請願26第4号は採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、請願26第5号農協改革についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、請願26第5号は採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情26第22号労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立少数であります。したがって、陳情26第22号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情2件について採決いたします。

陳情2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情2件は採択することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第141号～議案第146号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第22、議案第141号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例より日程第26、議案第146号横手市公有林野等分収造林条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（15番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第141号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、課を構成するに当たっての基本的な考え方についての質疑に対し、当局より、3つ以上の係をもって一つの課を構成するのが理想的な姿だが、業務上、少人数でも課としての存在が必要だという判断で配置している課もある。スリム化という観点から見れば、統合という考え方もあるが、それに至るには時期尚早と感じており、今後、段階的に進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、地域局がまちづくり推進部の中に入るが、実際にほかの部の業務も行っている。指示系統はどうなるのかとの質疑に対し、当局より、総合窓口という観点から見れば、さまざまな業務を行うことが前提になる。個別の業務については、本庁の担当部署の指示に基づいて行う形になる。まちづくり推進部となっても2系統の流れができるのは避けられないと考えているとの答弁がありました。

また、行革の面から、教育委員会はもっとスリム化できたのではないかという感じを受ける。再編に当たって教育委員会の組織のあり方について議論はあったのかとの質疑に対し、当局より、教育委員会については、行革の側面から検討した部分と教育委員会からいただいた意見を合わせた形で再編したところである。さらなるスリム化も考えられなくもないが、まだかなりの学校数があるという現状を鑑みると、教育委員会としてやるべきことは多々あると思う。そういうことから、さらに踏み込むのは時期尚早と判断した。現時点ではこの形がベターであると思っているとの答弁がありました。

また、地域局長は、今後も次長級の配置となるのか。職員数が減っていく中で、従来のように地域出身者を配置することは難しくなると思われるがどうかとの質疑に対し、当局より、当面の地域局のあり方を考えると、しばらくは次長級を配置したいというのが基本的なスタンスである。ただ、職員数の減少に対応する中で、場合によってはそうはいかない時期が到来する可能性はあると思っている。ましてや地域出身の次長級を地域局長として配置することは、非常に困難になるという見方をしているとの答弁がありました。

また、まちづくり推進部が所管する範囲が非常に広い。業務を進めていく中で、ふぐあいが生じる可能性もあると思うが、そのような場合どのように対応するのかとの質疑に対し、当局より、まちづくり推進部に関しては、この形でずっと固定するというものでは決してない。状況に応じて変更することは当然必要であり、それ自体が組織の活性化につながることであると思う。ふぐあいがあった場合は当然修正していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

このほか、市民や関係機関への周知、再編に伴う経費、職員のスキルアップに向けた取り組みなどについて質疑がありました。

また、まちづくり推進部においては、部長が各地域局の状況をよく把握することが重要になる。部長が各地域を回るのはもちろん、随時部内会議を行うなどして、意思疎通、情報共有に努めてほしいとの意見がありました。

討論では、佐藤誠洋委員より賛成の立場で、行財政改革は不断に続けていかなければならない。今回の組織機構の再編は、現時点で最も好ましい姿を提案されたものと思う。今後も検証を続けていただき、市民サービス向上のために、よりよい組織機構を目指していただくことを期待して賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第142号横手市表彰条例の一部を改正する条例、議案第143号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第145号横手市森林総合研究所旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例及び議案第146号横手市公有林野等分収造林条例の一部を改正する条例の4件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第141号横手市行政組織条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第141号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く議案4件について採決いたします。

議案4件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第148号～議案第159号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第27、議案第148号平成26年度横手市一般会計補正予算（第6号）及び日程第28、議案第159号平成26年度横手市一般会計補正予算（第7号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第148号の審査については、11月25日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

議案第159号の審査については、12月3日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている総務文教分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は12月4日に行われました。

本日開催されました一般会計予算特別委員会で各分科会長の報告を受けたところ、議案第148号については、厚生分科会の分科会長報告は、原案のとおり可決すべきものとし、産業建設分科会及び総務文教分科会の分科会長報告では、採決を行わないこととしたとの報告でありました。また、議案第159号については、総務文教分科会の分科会長報告で、採決を行わないこととしたとの報告でありました。

議案第148号に対しては、齋藤光司委員ほか7名より、お手元に配付している修正案が提出されました。

修正案の内容は、歳出、土木費から安田地区土地区画整理事業関係費732万9,000円を減額し、歳入では、これに伴い財政調整基金繰入金から同額を減額しようとするものでありました。

分科会長報告及び修正案に対して、質疑、討論はなく、修正案について起立採決の結果、出席者起立全員により可決すべきものと決定いたしました。続いて、修正可決したその部分を除いた原案について起立採決を行い、出席者起立全員により可決すべきものと決定いたしました。

議案第159号は、議案第148号の修正可決に伴い、数字等を整理した後、起立採決を行った結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第148号平成26年度横手市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正であります。

まず、修正案について採決いたします。

修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

修正議決した部分を除く原案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、修正議決した部分を除く原案については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第148号が議決されましたが、関係議案の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、関係議案の条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午前11時54分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が数字等を整理した議案第159号をお手元に配付しております。

ただいまから議案第159号平成26年度横手市一般会計補正予算（第7号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第159号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

午前11時55分 休憩

---

午後1時10分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議会改革に関する特別委員長報告

○木村清貴 議長 日程第29、議会改革に関する事項についてを議題といたします。

議会改革に関する特別委員長の報告を求めます。議会改革に関する特別委員長。

【議会改革に関する特別委員長（9番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 議会改革に関する特別委員長 議会改革に関する特別委員会における調査の結果を報告いたします。

初めに、議会改革に関する特別委員会は、平成25年12月定例会において、議会広報委員会のあり方、議会報告会のあり方、議会基本条例の運用確認など議会改革に関することを調査案件として設置され、これまで19回の委員会を開催し、調査、検討を重ねてまいりました。その間、平成26年3月定例会では調査案件2件について中間報告を行ったところであり、また、2つの市議会を訪問しての先進地研修は、議会広報委員会のあり方や議会報告会のあり方を検討する上で大いに参考となった事例でありました。本特別委員会の任期は平成27年9月までであります。調査案件について一定の結論に達しましたので報告するものであります。

まず、議会広報委員会のあり方について。

議会広報委員会は、現在、地方自治法第100条第12項の規定に基づく協議の場として設置され、活動しています。市民に対する広報、情報発信は、議会改革の一環としてその強化が求められる時代となっており、本件は、改選前の議会から課題となっておりました。今後、広報に加え、広聴の重要性もますます高くなっていくことは委員全員の共通の認識であります。このような状況を鑑みたとき、議会広報委員会は機能の強化を図るべきであり、そこには広聴の任務も加えて活動するべきと考えます。広報と広聴を一体として実践することは、議会と市民との関係の希薄化を克服する有効な手段です。また、その委員会は正副議長、議会運営委員を除く議員全員で組織するべきであるとの意見に集約されました。

次に、委員会の位置づけについてです。議会は協議の場のほかに、地方自治法第109条において常任委員会及び特別委員会を設置することができる定められています。しかし、常任委員会は、普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する機関であります。このことから、委員会は常設の特別委員会とし、委員会内に広報部会、広聴部会を設置するべきと考えます。広報部会は、現在の議会広報委員会が行っている議会だよりの発行、FMラジオ番組の担当に加え、ホームページなど媒体を通じた情報発信業務を引き継ぐこととし、広聴部会は、議会報告会に関することを主として、各

種団体からの要請に応じた意見交換会を開催するなど、直接市民と情報交換をする業務を担うこととします。また、正副委員長が各部会長を兼ねることでお互いの連携が強まると考えます。

特別委員会への移行時期であります。現在、議会広報委員会では、紙面の改善に取り組んでいる途中であることから、すぐに切り替えることは支障があり、来年秋の委員会改編期を待つべきと考えます。

次に、議会報告会のあり方について。

中間報告でも述べたとおり、第1回、第2回の議会報告会は、いずれも参加者は100名程度であり、参加者を増やすことは大きな課題でありました。このような中、地域の自治会等との共催で効果を上げている先進事例を参考として、本年7月に地区会議との共催で第3回議会報告会を開催したところがあります。結果、参加者は404人と大幅に増加し、貴重なご意見を伺うことができました。議会主導で実施しても参加者の増加は見込めない状況にあって、地区会議や町内会等との共催を中心に市民側の要請に応じて開催する方法は、参加者の増加と地域の実情や課題の把握に大きな効果がありました。今後、地区会議等との共催は、議会報告会の開催方法の一つとして確立していくべきであります。

もともと、本市において自治会や町内会は地域の課題解決に大きな役割を果たしてきました。今後、少子高齢化や人口の減少が進展していく中で、地域に暮らす住民の身近な問題の解決に向けて、議会と市民の対話は一層必要とされるものと思います。これにより、市民の中に潜在している知恵や情報、課題を掘り起こし、よい提案は市政に反映させていくといった姿勢こそ大切です。

市民には現実の議会の姿を知ってもらうことも必要です。議会報告会は、議会の役割を具体的に説明して、議会への関心を持ってもらう機会でもあります。議案についても、いかに議論し、議会としてどのような決定をしたかを報告します。そして、それは議会からの一方的な報告とすることなく、市の施策や課題について話し合ったり、市民と自由に意見交換をしたりすることで、その意義は一層高まります。みずからの地域への関心を涵養するため、子どもたちにも議会の仕組みを説明したり議会傍聴を促したりして、地方自治に対する興味、理解を深めてもらうことも一つの活動と言えると思います。

どのようにすればより多くの幅広い層の市民に参加してもらえるか、いただいたご意見をどのようにフィードバックしたりアウトプットしたりしていくかなど課題も多くあることから、継続して工夫、改善をしていくことが大切であると考えます。

次に、議会基本条例の運用について。

今後も議会基本条例に基づき、議会、議員本来の役割を果たし、議会改革を継続して推進していく上で、議会改革に関して協議を行う専門機関を設置すべきであるということは中間報告でも述べたとおりであります。

議会基本条例の検証、検討については、議会運営委員会にかえて、前述の議会改革に関する事項を協議する専門機関として議会改革推進会議を置き、同条例の条文に明記し、地方自治法第100条第12項の規定に基づく協議の場として会議規則に位置づけるべきであります。このため、議会基本条例、会議規則は改正すべきとの意見です。



議会改革推進会議は、議会基本条例の達成度の検証のほか、議会改革推進のための協議や提言をすることとしますが、その提言の実現に向けた取り組みは、議会運営委員会や全員協議会などで行うこととなります。

終わりに、議会基本条例前文にもあるとおり、市長や議会には、民意をくみ上げる努力を常に怠らず、多様な意見を踏まえた合意形成を図りながら、横手市民にとって最適な政策を実施する責務があります。一方で、それは市長や議会のみが担うのではなく、市民一人一人がみずからの地域をみずからの手でつくり上げようとする自覚と責任を持たなければなりません。

地域主権が叫ばれる中で、市民との間に距離がある、何をやっているか存在感がないなど、全国的に議会は余り芳しい評価を得られていませんでした。このような背景にあつて、横手市議会も危機感を持って早い段階から議会改革に取り組み、議会基本条例を制定しました。しかし、議会基本条例はつくったから終わりということではありません。条例の目的を達成するための不断の努力が求められ、むしろこれからが大切です。

議会と市民の距離を縮める方法として、議会報告会は、市民が議会に対する理解を深め、議会は市民がどう思っているかを直接聞くことができる機会となっています。また、議会だよりの発行やFM、ホームページなどのメディアを使いながら、議会の流れや活動、イベントなども含めて、議会の現状、動いている姿を伝えていくことも、お互いの距離を縮める方法であります。できることを繰り返し、その都度議論して改善し、いいところは伸ばしながら議会改革を進めていかなければなりません。議会の活動をお知らせする地道な活動は、住民一人一人の意識改革にもつながります。

民意を反映する場である議会の真価が問われる時代となっています。時代にふさわしい議会として、その役割を果たしていくものであります。

以上、議会改革に関する特別委員会の報告といたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、議会改革に関する特別委員長の報告を終わります。

---

#### ◎市出資法人に関する特別委員長報告

○木村清貴 議長 日程第30、市が出資する法人に対する議会権限の範囲等に関する事項についてを議題といたします。

市出資法人に関する特別委員長の報告を求めます。市出資法人に関する特別委員長。

【市出資法人に関する特別委員長（18番塩田勉議員）登壇】

○塩田勉 市出資法人に関する特別委員長 市出資法人に関する特別委員会の調査報告を申し上げます。

本委員会に付託された調査案件、市出資法人に関する議会権限の範囲の確認等について、調査の結果

を横手市議会会議規則第103条の規定により、報告いたします。

初めに、横手市議会市出資法人に関する特別委員会は、平成25年12月定例会で、市が出資する法人に関する議会権限の範囲の確認等について調査するため全会一致で設置され、議員6名が委員に選任されました。

市が出資する第三セクター等の出資法人は、経営が悪化し、負債等を抱えた場合には、市の財政運営に多大な影響を及ぼすことが予想されるため、市や市議会では、監視や指導の機能を充実させるなど、その責務を果たすべく関与が不可欠であると考えます。このため、市は出資団体に関与できるのか、できないのか、関与すべきなのか、また、議会の姿勢はどうあるべきなのかを主たる論点とし、法的な議会権限の範囲を確認しながら、その検討と調査を行ったものであります。

調査活動の概要。

調査経過については、別紙に記載した概要のとおりであります。本委員会では、初めに委員間の意見交換を行い、出資法人等に関する疑問や不明な点について協議しながら、出資法人等に係る資料及び地方自治法等の関係条文を確認しました。その後は、市当局関係部署との意見交換、総務省公営企業課長を講師に招いた研修会及び弁護士を講師に会社法等の講義を開催したほか、第三セクターに関する先進事例の調査を行っています。

出資団体の現状と経営状況について。

本市が出資または出捐している平成26年3月末現在の出資団体等は、公益財団法人・社団法人及び一般財団法人・社団法人の11団体、個別法に基づく特殊法人8団体、会社法法人20団体の計39団体となっています。このうち、市関係者充て職による各団体の役員への就任については、代表取締役会長に4名、代表取締役社長に1名及び代表取締役に1名となっていますが、いずれの場合も報酬は得ていない状況にあります。また、市が2分の1以上出資する法人は6団体であります。その経営状況については、平成24年度では、5団体が黒字で1団体が赤字、平成25年度では、赤字及び黒字経営が3団体ずつとなっており、経営施設の利用者の減少等により年々経営が厳しくなっております。

当局の出資法人の経営への関与の状況について。

第三セクター等に対する市の関与については、派遣役員が役員会等に出席しているほかは、地方自治法に基づく議会提出の経営状況書類の作成、財政援助団体等としての監査対応などを主としていますが、国の第三セクター等の経営改革に関するガイドラインが示されていることから、それに沿った市の方針を作成する必要性を認識しています。本年度から新規の対応として、月1回各法人の経営幹部との意見交換の場を設け、四半期ごとに議会に対して報告しており、本委員会へも経営状況報告が行われています。

出資法人等に関する法令等について。

地方公共団体の出資法人に係る法令等については、地方自治法では、第98条議会検査権・監査請求権、第100条議会調査権、第199条第7項財政援助団体等の監査、第221条長の調査権及び第243条の3法人経

営状況議会提出の規定があり、このほか、地方自治法施行令第152条対象法人の範囲並びに横手市情報公開条例第30条出資法人の情報公開等が規定されています。これらの条文を確認しながら検討しましたが、いずれにおいても議会として直接出資法人等に関与できるような条文は確認することができず、あくまでも市の事務部分において、市の調査あるいは監査を通じた間接的なかわりを規定しているのみであります。

地方自治法第221条第3項の規定により、市は、法人に対し指導監督等を行うことができるとしていますが、これは予算の執行の適正を期するために行うもので、出資金等の目的に則した必要な措置を講ずることを求めることができるというものです。このほか、直接、法人の独自権限に係る経営改善等について市が具体的な指示や措置を求めることはできるとしていますが、これは法的な根拠はなく、法人に履行義務はないため、履行するか否かの判断はあくまで法人の判断ということになります。

一方、市を出資者として捉えた場合、会社法や民法の規定が適用されるわけですが、会社法第105条に規定する株主の権利として、会社から経済的利益を得る自益権並びに会社の経営に参与し、会社の経営を是正する共益権がうたわれており、出資比率が大きい株式会社等の場合には、必然的に法人経営に関与する立場にあると言えます。

また、出資者として第三セクター等が金融機関から借入れをする際には、損失補償契約を締結している場合は、契約に基づく義務を負うわけではありますが、同法第104条に規定されている株主の責任は、有する株式の引き受け価格を限度とした有限責任を原則としています。同法423条には、役員は会社に対し注意義務、忠実義務を負っており、その任務を怠って会社に損害を与えた場合は、賠償責任を負うことなどの規定を確認しています。しかし、会社に損害が生じたからといって、直ちに役員として任務懈怠となり、損害賠償の責任を負うわけではありません。市の派遣役員が個人として債務保証契約をした場合は、弁済する義務は1個人として発生することになりますが、この場合でも、市の派遣だからといって市に弁済義務が及ぶという法的な根拠はないとしています。

国の第三セクター等の経営改革に関する指針等について。

平成26年8月5日に国が示した新ガイドライン、第三セクター等の経営改革等に関する指針等による基本的な考え方は、地方公共団体の財政に影響を及ぼすことのないよう、第三セクター等の経営健全化を推進することと、民間機能を充実させながら活用を図ることの両立を目指すべきというものであり、大前提として、地方公共団体は、第三セクター等の健全な経営が維持されるように経営状況等を把握し、適切な関与を行うことを必要としています。具体的には、経営状況等の把握、監査、評価の実施、議会や住民への説明及び情報公開の推進、経営責任の明確化と徹底した効率化、損失補償、貸し付け、私人としての債務保証等は基本的にすべきではないといった公的支援についての留意等が、その軸として取り上げられています。

本委員会が主催した研修会における総務省財務局公営企業課長との質疑応答では、地方自治法等の現法規において市は調査権があるものの、市議会が第三セクター等に直接関与できる規定はない。あくま

でも市を通じた報告や監査請求等、間接的な関与しかないとの回答がありました。議会がかかわる場合は、地方自治法第96条の議決を要する市から提案された出資法人に関連する予算決算、契約等に係る事項に限られ、それ以外はあくまで市の事務部分に間接的にかかわれるだけでありますが、第三セクターに関与する条例を定めた場合は、議会が直接かかわれる根拠となり得るとしています。

平成23年の地方自治法改正で、自治体の判断で条例制定することにより、議会への経営状況報告を提出させ得る対象が出資2分の1以上の法人から4分の1以上の法人まで拡大され、今後とも出資法人等に関する法の整備は拡充方向ですが、民間機能の活用といった視点では、地方自治法で規制を強化することは好ましくない場合もあり、急激には進まないとの見解が示されています。

市及び議会等の出資法人等への関与に係る先進事例について。

他自治体の出資法人等との関与について調査を行った結果、各自治体とも出資法人等の外郭団体や指定管理団体等に係る多種多様な課題を持ち、その対策に大変苦慮しており、それぞれの状況に応じた手法やスタイルでその対策に取り組んでいます。

全般的な取り組みとしては、出資法人等への経営関与、出資法人等へのかかわり方の基本的事項及び監理事項を定めた条例を制定している自治体が多数見受けられます。これらの条例では、自主的運営に配慮するとしながらも、地方自治法では明確な規定のない出資法人等への関与について規定しており、法人みずからの経営評価の実施と市への報告の義務づけ、あわせて市から議会報告や公表及び議会の意見陳述できるとしたこと等が盛り込まれています。同趣旨の条例は、県レベルでは多数制定されていますが、県の出資法人等はかなり大規模で数も多く、そのリスクと不透明性も市町村レベルより高いためと考えられます。大都市も同様で、外郭団体等の監理要綱に基づき関与と監理機能は十分果たしていましたが、各団体の改善の方針をより明らかにするため、条例に切り替えた市もありました。

その他の取り組みとしては、外部団体評価会議、出資法人経営審査委員会等といった出資法人等の経営審査を行う市の附属機関を条例により設置している自治体がありました。弁護士や税理士などの専門家を審査委員として選任し、専門的な経営評価の実施による経営改善の要請等を答申してもらっているもので、これらの運用により危機的状況にあった出資法人の赤字経営を建て直し、近年は4年連続の黒字経営に大きく寄与した事例も確認しています。

また、出資団体の見直し取り組み状況の検証等を通じて、自治体の財政改革を一層推進するため、地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査を公認会計士により実施している自治体も見られました。

これらの対応については、平成21年6月23日に国が示した指針、第三セクター等の抜本的改革の推進について及び公益法人制度改革の対策、あるいは第三セクターの経営に係る重大な問題の発生に端を発しており、いずれにおいても近年の出資団体等を取り巻く環境の激変によるものであります。

まとめですが、今回の本委員会の調査において、市が出資する法人に関する直接的な議会権限については、地方自治法第96条の議決を要する出資法人に関連する予算決算、契約等に係る事項の議決権のみであり、それ以外は、市の事務部分において、市を通じた間接的な関与しかできない法的な根拠を確認

しました。また、指導的立場にある市としても、直接経営に関与できる根拠はないことを確認していません。

しかしながら、出資率の高い市が出資する法人の一出資者として捉えた場合や出資法人等の設立時に大きくかかわっている場合で、経営責任を明確にする状況判断においては、その立場上、主導すべき責務を有しており、日ごろからの経営指導を初めとした関与は率先して行うべきものと考えます。

市の関与については、国の新ガイドラインにおいても、健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要と明記されており、従来にも増して、その対策を早急に図るべき時期にあると思います。

以上の調査結果に鑑み、議会としては、市当局とともに出資法人等の健全経営に向けて不断の努力で取り組むことが不可欠であります。さらには、二元代表制における議会の役割を果たし、市民への説明責任を果たすためにも、出資法人等に関する監視機能は強化させるべきであり、本委員会の総意を持って、出資法人等へのかかわり方の基本的事項を定めた条例などの関係する例規を制定する必要があるという結論に至っております。

つきましては、本報告が条例等の制定に向けた礎となることを望むものであります。

以上をもちまして、市出資法人に関する特別委員会の報告とさせていただきます。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

これで、市出資法人に関する特別委員長の報告を終了いたします。

議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

---

午後 2時45分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議会議案第10号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第31、議会議案第10号横手市議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第10号については趣旨説明並びに委員会

の付託を省略することに決定いたしました。

議案第10号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第32、議案第11号横手市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第11号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第33、議案第12号米の需給安定対策に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第12号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第12号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第13号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第34、議会案第13号農協改革に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第13号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第13号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第35、議会案第14号専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第14号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第14号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。5番小野正伸議員。

【5番（小野正伸議員）登壇】

○5番（小野正伸議員） 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書案の提出の趣旨をご説明申し上げます。

現在、年金制度に対しては、過去の公的年金流用問題やずさんな年金記録問題などにより国民の不信感が高まっています。また、国民年金保険料の納付率が低調に推移しているほか、未納者や未加入者も依然として多い状況にあります。

そのような中で、政府は、年金積立金管理運用独立行政法人に対して、年金積立金の運用を国内債券中心の堅実な運用から株式等の価格変動リスクが高い運用へ見直しを求めています。が、そもそも年金積立金は、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであります。また、同法人には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思が反映されないままリスク性資産割合を高めることには問題があります。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○木村清貴 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第14号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。したがって、議会案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第15号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第36、議会案第15号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。



お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第15号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第15号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎市出資法人に関する特別委員会の付託事件の変更及び設置期間の延長について

○木村清貴 議長 日程第37、市出資法人に関する特別委員会の付託事件の変更及び設置期間の延長についてを議題といたします。

本件については、市出資法人に関する特別委員会の付託事件を、出資法人を初めとする財政援助団体等に関する基本的事項を定める条例等の策定についてに変更の上、平成27年9月定例会まで閉会中もなお調査できることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については、市出資法人に関する特別委員会の付託事件を、出資法人を初めとする財政援助団体等に関する基本的事項を定める条例等の策定についてに変更の上、平成27年9月定例会まで閉会中もなお調査できることに決定いたしました。

---

#### ◎議員派遣の件

○木村清貴 議長 日程第38、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件

のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○木村清貴 議長 これで平成26年第7回横手市議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時56分 閉 会